

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づき、宮崎空港における本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との交通又は貨物の積卸場所として、平成29年10月2日付をもって下記のとおり指定しましたので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告します。

記

1. 外国往来機と陸地との間の交通場所

港名	場所の名称	所在地	備考
宮 崎 空 港	宮崎空港ビル2階の税関出国検査場から、入管出国審査ブース及び出国待合室を経て、コンコース、固定橋NO. 5及びNO. 6を通り、各スポットに駐機する外国往来機に至る通路	宮崎県宮崎市赤江 宮崎空港内	出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。
	NO. 5及びNO. 6スポットに駐機する外国往来機から、各固定橋及びコンコースを通り、検疫ブース及び入管入国審査ブースから階段を経て、1階の税関入国旅具検査場に至る通路	宮崎県宮崎市赤江 宮崎空港内	入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。
	NO. 5及びNO. 6スポット南側GSE走行帯	宮崎県宮崎市赤江 宮崎空港内	貨物（機用品及び携帯品を含む）の積卸と航空機の整備等の業務に従事する者に限る。

2. 貨物の積卸場所

港名	場所の名称	所在地	備考
宮 崎 空 港	NO. 5及びNO. 6スポット	宮崎県宮崎市赤江 宮崎空港内	機用品及び携帯品を含む

平成29年10月2日
細島税関支署長 北 島 伸 彦